

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年4月19日

【会社名】 夢の街創造委員会株式会社

【英訳名】 YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 利江

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」  
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【電話番号】 03-4500-9380

【事務連絡者氏名】 取締役 ビジネスサポート本部長 宮下 淳

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 17,600,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際し  
て払い込むべき金額の合計額を合算した金  
額 3,605,800,000円  
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、  
全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定  
して算出された金額であり、行使価額が修正または調整さ  
れた場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金  
額の合計額は増加または減少する可能性があります。ま  
た、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及  
び当社が本新株予約権を取得し、または買い取って消却し  
た場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	22,000個
発行価額の総額	17,600,000円
発行価格	800円(本新株予約権の目的である株式1株当たり8.00円)
申込手数料	該当事項はございません。
申込単位	1個
申込期間	2019年5月9日
申込証拠金	該当事項はございません。
申込取扱場所	夢の街創造委員会株式会社 ビジネスサポート本部 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
払込期日	2019年5月9日
割当日	2019年5月9日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 難波支店

- (注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)に係る募集については、2019年4月19日開催の当社取締役会においてその発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、当社およびマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」という。)との間で、本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義)2,200,000株(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義)は100株)で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義)が修正されても変化しません(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少します。</li> <li>2 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分または取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたりないものとします。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</li> <li>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正されます。</li> <li>4 行使価額の下限 行使価額は1,631円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下、「当初行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が当初行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は当初行使価額とします。</li> <li>5 割当株式数の上限 2,200,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数44,390,400株に対する割合は、4.96%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合があります。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の当初行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の発行価額の総額17,600,000円に当初行使価額である1,631円で本新株予約権が全部行使された場合の3,588,200,000円を合算した金額である3,605,800,000円(ただし、本新株予約権の全部または一部が行使されない可能性があります。)</li> <li>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部または一部を取得することを可能とする条項が設けられております(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式2,200,000株(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とします。ただし、本欄第2項ないし第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されます。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。   <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初1,631円とします。ただし、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受けます。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分または取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注7.(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>(2) 行使価額は1,631円(ただし、本欄第4項による調整を受ける。)(以下、「当初行使価額」という。)を下回らないものとし、上記の計算により修正後の行使価額が当初行使価額を下回る場合、行使価額は当初行使価額とします。</p> <p>4 行使価格の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。 本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または、当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員および従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行または処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。 本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行または付与する場合(ただし、当社の役員および従業員ならびに当社子会社の役員および従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。) 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用します。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。 本項(2)からまでの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)からにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付します。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとし、</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$
-----------------------	---

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、本項(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。 株式の併合、会社分割、株式交換または合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(当初行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)ならびにその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知します。ただし、上記(2)に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,605,008,000円 (注) 本新株予約権のすべてが当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項により、行使価額が修正または調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加または減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とします。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2019年5月10日から2021年5月7日までの期間とします。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 夢の街創造委員会株式会社 ビジネスサポート本部 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 難波支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできません。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。本新株予約権の発行要項(以下、「本新株予約権発行要項」という。)のほかのいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとします。</p> <p>2 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合または東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされた場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループ(当社および関連会社)は、「夢の街創造委員会」という社名に込めた「夢の街：「あったらいいな」をカタチにする「夢の卵」」、「創造：「ゼロ」から創り出す。」、「委員会：委員会活動のように活発に！」を経営理念として共有し、社員の行動指針とし、「出前館事業(当社)」および「通信販売事業(関連会社)」の2つの事業をメインビジネスとしております。

「出前館事業」におきましては、創業当初より加盟店(飲食店)には新たな販売手法の提供を、出前館ユーザーに対してはインターネットで出前注文が出来る利便性の高いインフラを提供することで、加盟店と出前館ユーザー両方の顧客満足度の向上と同時に更なるサービスの価値向上に努めることを経営の基本方針として事業に取り組んでおります。とくに、出前館は、デリバリーという地域密着型のサービスに深く関連する事業を展開することで、地域の活性化にも貢献したいと考えております。それに加えて、デリバリー未実施店舗に対する導入ノウハウの提供、既存店に対するオーダー数増加及び注文単価向上のための提案やコンサルティングを行い、業界のリーディングカンパニーとして、デリバリー市場自体の拡大につなげることを目指しており、出前館事業(フードデリバリー事業)は、当社グループのコア事業として位置付けております。

持続可能な成長の実現によって得られる当社グループの評価(株価上昇)は、株主価値、企業価値の最大化につながっており、2018年10月に策定しました中期経営計画のもと、当社グループのメインビジネスである「出前館事業」における市場シェア拡大に向けたアクティブユーザー、オーダー件数増加策の取り組みに注力しております。

コア事業である出前館事業を取り巻く市場環境として、フードデリバリー事業は欧米のみならずアジア地域でも急激な市場規模の成長を見せている分野であり、20年前の当社創業時より日本初のインターネットを介した出前注文で成長してきた出前館事業においても、出前館の認知度が向上すると相まって加盟店ならびにアクティブユーザー(直近1年以内に利用した出前館ユーザー)も順調に増加し、注文件数も増加しております。当社は、顧客満足度を向上させる加盟店向け・出前館ユーザー向けの様々な施策は、当社の行動規範・経営理念に則り、持続的な成長を実現するものと考えており、インターネット事業者として、これからはインターネットをはじめとした通信手段からのアクセスをより安定的に接続できる環境をはじめ注文受注から調理完了までの加盟店オペレーションの向上や出前館ユーザーにおいてはストレスなく快適に利用できるレスポンス性能の向上などシステムインフラの強化が重要であり、また、出前メニューの検索やお勧めメニューの表示など出前館自体の機能向上などを実現させる、これらの施策を早急に実現させるための投資が必要だと認識しています。

具体的にはまず、当社のサービスは、インターネットを軸に構成されており、サイバー空間(インターネット)には国境がないため、2019年2月28日現在、日本で加盟店18,572店、アクティブユーザー282万人を有するデリバリーポータルサイトNo.1とは言え、まだまだ世界的な規模ではローカルサービスの域を脱していません。そのため、日本のみならず世界規模でフードデリバリーサービス全体の実態把握のための情報収集や競争に打ち勝つ技術対応が急務であり、投資が必要です。また、デリバリーポータルサイトNo.1としての出前館の認知度は、相対的にまだまだ低く、日本国内において「出前といえば出前館」「食事といえば出前館」とまで認識されるような絶対的な地位を確立するために、出前館を利用していただくユーザーの体験(UX)機会の創造も出前館ユーザーを増加させるうえで重要な戦略であるため、2018年8月期上期に出前館アプリのリニューアルを実施し、オーダー数は順調に増加していますが、世界規模で見た場合、国民

一人当たりのデリバリーポータルサイトの利用頻度は諸外国で展開する他国と比較してまだまだ低いのが実情で、これらを可及的に解決し、他国に遜色のない出前食文化を創造するためにも投資が必要です。

そのためにインターネットを介した出前館事業においては、アクティブユーザー増加に対するマーケティング分野で、ビッグデータを背景としたユーザーの行動特性分析、その解析手段としてAI等の活用を進めることで、シェアリングデリバリー®など新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集およびデータマイニングにかかる技術力ならびにロボティクス等の新技術活用などで出前館ユーザーへの利便性の向上のみならず加盟店への提案力の強化、店舗オペレーション向上へ繋がるものとしてますます重要性が高まっており、この時期で資金を調達し、これらの施策に投資を行うタイミングがきていると判断しました。

このような事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためにも、既存事業強化のための追加リソース配分(人材確保、ブランディング投資)のみでは不十分であり、中長期的に、持続した成長の可能性の確度を高めるべく、今までとは違った規模とスピードで実施するシステム開発投資のみならず、資本・業務提携やM&A等を活用した最先端の情報、技術力およびノウハウの獲得が不可欠で資金を必要としています。

2018年8月期は、当初計画通りに事業の拡大を続けることができましたが、市場環境等を鑑みると、デリバリーポータルサイトのNo.1企業としてさらに絶対的な地位を確立するために、加盟店数、アクティブユーザーの母数拡大をさらにスピードアップする必要があると認識し、成長戦略として、(1)シェアリングデリバリー@事業展開の加速、(2)アクティブユーザーの拡大を目指し、ソフト面では、出前館の認知度UP、出前館利用機会の創造に注力するために費用をかけることで、短期的な利益は落としてでも、中長期的にはアクティブユーザーを増加させることで得られるビジネススケールを重視すべきと考え、2019年8月期の業績見通しを下方修正いたしました。出前館の認知度向上と相まったアクティブユーザー獲得のために積極的な投資を継続しております。これら重点戦略に対して、ハード面では、デリバリーポータルサイト「出前館」自体のシステム開発投資も継続的に行っているものの、ハード面からアクティブユーザー増加を促す大規模な出前館システムの開発や資本提携、業務提携及びM&A等の推進の重要性が高まっていると判断したため、これまでの年間数億円の投資規模以上の事業投資が必要です。

以上のような現在の資金ニーズに対して、当社グループの2019年2月28日現在の現預金残高から借入金を除いたフリーキャッシュフローが1,500,000千円程度であることおよびこれらの取り組みが迅速に進むよう、当社取締役会で機動的に実施でき、かつ、株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

シェアリングデリバリー@は、デリバリー機能を持たない飲食店でも、『出前館』が連携したデリバリー機能を複数の加盟店でシェアすることによりデリバリーが可能になる配達代行サービス。

## (2) 本新株予約権の商品性

当社は、割当予定先に対して行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付新株予約権として本新株予約権22,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の内容は以下の通りとなっております。

- ・本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は2,200,000株です。
- ・本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本買取契約の規定により当社が株式購入保証期間の指定(下記「本新株予約権を選択した理由」[本資金調達スキームの概要]<メリット>ご参照)または不行使期間(「本新株予約権を選択した理由」[本資金調達スキームの概要]<メリット>ご参照)の指定を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、または行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とします。本新株予約権を修正条項付きとしたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。なお、下限行使価額を発行決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とすることで、既存株主の持分の希薄化にも一定の配慮した設計となっております。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、2年間(2019年5月10日から2021年5月7日までの期間)であります。
- ・本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は2,200,000株となり、当社の発行済株式総数44,390,400株を分母とする希薄化率は4.96%となる見込みです。

## (3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される2,200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### 希薄化に対する配慮

本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、行使価額は行使の都度、直前日の終値の92%に修正されますが、本買取契約において、行使価額が2,000円を下回る場合、割当予定先は、当社の事前の承諾なく、本新株予約権を行使することは制限されるものとされる予定です。当社としましては、かかる行使の事前承諾権を確保して行使価額が上記価格を下回る場合の希薄化に配慮しつつ、一定の資金需要が発生した場合には個別にかかる行使承諾権を行使することにより、円滑な資本の増強を図ることができます。

#### 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

#### 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、下記 の株式購入保証が適用される期間及び割当予定先が下記「 6.9億円相当の行使コミットと株式の保有」に記載した行使を行った日から20連続取引日の期間を除き、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「不行使期間」という。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。

#### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ、本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。また、本買取契約により、当社の承認がない限り、行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数の1%を超えて一度の市場外取引で売却することはできません。

#### 株式購入保証期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を適用する日を指定することにより、株式購入保証期間の適用を指定することができます。株式購入保証期間が設定された場合、割当予定先は、その裁量で一回または複数回に分けて残存する全ての本新株予約権の行使を行うこととされています。これにより、当社の判断により機動的な資金調達を行うことが可能となります。

ただし、ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得事由に定める取得日または下記「<デメリット> 買取請求」に基づく取得を割当予定先が請求した日のいずれかの日(以下、「早期終了日」という。)が到来する場合、割当予定先は、早期終了日時点において残存する全ての本新株予約権の行使を完了していない場合でも、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとします。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日(以下で定義します。)から起算して60適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たした取引日のことであり、一定の条件とは、以下の事由を含む一定の事由がいずれも存在しない取引日のことをいいます。

- ( ) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、その時点の行使価額または下限行使価額のいずれか高い方に1.1を乗じた額以下である場合
- ( ) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、株式会社東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ( ) 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、3億円以下である場合
- ( ) 当社普通株式の株価が2,000円を下回り、上記「 希薄化に対する配慮」に記載した割当予定先の行使に当社の事前の承諾が必要となる場合

#### 6.9億円相当の行使コミットと株式の保有

本買取契約において、当社が事前に請求を行うことにより、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が行使に先立つ20連続取引日の間、常に2,400円を超えた場合、当該20連続取引日の間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金が2019年4月19日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金を下回っていない場合で、かつ、行使日及び当該行使日に先立つ20連続取引日間のいずれかの日が不行使期間に該当しない場合等一定の条件を満たした場合、行使日が上記「不行使期間」に記載する不行使期間に該当しないことを条件として、割当予定先は、少なくとも6.9億円相当額(又は、その時点で割当予定先が保有する全ての本新株予約権の行使により支払う金額が同額未満の場合は、当該行使により支払う金額相当額)の本新株予約権の行使を行うものとし(但し、上記「希薄化に対する配慮」に記載する行使制限が適用される限り、割当予定先は行使義務を負わない。)、当該行使により取得する当社普通株式について、割当予定先は、本資金調達取引の解約等の一定の場合を除き、2019年12月1日まで当社普通株式の保有者として発行会社の株主名簿に記載されるように当社普通株式を保有することとされています。

#### <デメリット>

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

買取請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して2019年4月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(815円)(ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、2) いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2019年4月19日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項ないし第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%(158,700株)を下回った場合、3) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合等には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部または一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して15取引日目の日(ただし、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅または免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

### エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3)当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、および4)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権またはこれらに転換し、もしくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。ただし、当社の役員および従業員ならびに当社子会社の役員および従業員を対象とするストック・オプションおよび譲渡制限付株式を発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)、および、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規または潜在的な提携を含む。)の一環として、または、これに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。)を除きます。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、以下の通りです。

##### 1)公募増資、株主割当増資

当社が新規事業向けを含めた重点分野への先行投資を推進していることで収益が不安定であることや当社普通株式の取引状況が売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当増資による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、現実的でないと判断しました。

##### 2)第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。割当先が相当適度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

##### 3)第三者割当による新株予約権付社債の発行

当社が今回予定する規模の資金調達の全額を新株予約権付社債で調達した場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。このような新株予約権付社債においても投資家を探す必要がありますが、こちらについても当社への投資に合意していただける投資家を探し出すことはできませんでした。

##### 4)新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にあるため、引受手数料等のコストが増加することが予想されます。また、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングにつきましても、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされておりますが、当社はこの基準をクリアしてはいるものの、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えております。以上のことから、ライツ・オフアリングは当社のニーズに適さないと判断いたしました。

##### 5)社債発行または金融機関からの借入

社債または借入れによる資金調達は、調達金額が全額負債となるため、当社の財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主様の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、発行後いつでも、本新株予約権者に15取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による本資金調達は上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主様の利益にもかなうものと判断いたしました。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。

- 3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1.(3)本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 7 本新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メールまたは当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。
- 8 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
  - (1) 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。
- 9 その他
  - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。
  - (2) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,605,800,000	19,900,000	3,585,900,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(17,600,000円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(3,588,200,000円)の合計額を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社スチュワート・マクラレンへの新株予約権公正価値算定費用(1,500千円)、登録免許税(16,900千円)、有価証券届出書作成費用その他(1,500千円)です。
- 4 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正または調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加または減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合または当社が本新株予約権を取得し、または買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権発行による上記差引手取概算額3,585百万円円につきましては、当社メイン事業である「出前館」関連のシステム開発費用およびM & A 及び資本・業務提携に関わる将来の待機資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
出前館事業におけるシステム開発費用	3,000	2019年7月から2021年8月
M & A 及び資本・業務提携に関わる将来の待機資金	585	2019年7月から2021年8月
合計	3,585	

- (注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、手元資金により必要資金を充当する予定です。
3. 資金を使用する優先順位は、現時点では定めておらず、支出時期が早い事項から順次充当する予定です。本新株予約権により当社が調達できる額が当初見込額より減少した場合は、実際に調達できた額その他の状況を勘案しながら、原則として 出前館事業におけるシステム開発費用への充当を優先し、他の資金使途については縮小して充当する予定であります。また、当社普通株式の市場価格が当初行使価額を上回る水準で推移したことにより、新株予約権の行使による調達額が当初見込額を上回った場合の調達資金の充当先については、現時点では追加的に 出前館事業におけるシステム開発費用に充当することを予定しておりますが調達時点における当社の事業状況に応じて適宜判断いたします。

## 出前館事業におけるシステム開発費用

上記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等に対する注記1.(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、メイン事業である「出前館」への事業投資を中心にしつつ、システム開発ならびにM & A や資本・業務提携等を活用した最先端の情報、技術力およびノウハウの獲得ならびに新規事業開発も不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、システム開発分野において、「出前館」の持続的な成長をけん引するため2019年3月にリリースしましたUX, UIの更なる向上に加えて、創業より培ってきました「出前館」のデータベースの利活用を通じて、出前予算に応じたおすすめ注文がリストアップされ、1クリックで注文が完了できるなど、これまでなかった新たな付加価値を創造するための技術力・開発力、製品・サービスを展開することで事業収益を獲得するため、ユーザーの注文特性などを把握し、システムがユーザーのオペレーションを補助していくようなIoT、AI(人工知能)、ロボティクス等の技術を活用したシステム開発資金として、過去5年間の実績金額および検討案件における金額が1件あたり数千万円から数億円であったことを踏まえ、3,000百万円を充当する予定です。

なお、現時点で検討中の案件はあるものの、個別具体的な仕様、金額を前提として算出したものではございませんが、過去実績および検討案件における金額規模感を前提に、現時点で入手しうる情報に基づき合理的に試算したものであります。しかしながら、当社の属するインターネット事業分野においてはスピード感を持った取組みが不可欠であることや、現時点で検討中の案件や施策を含めてこれまでにない開発規模を想定しており、その着手、完成の時期が不確実であることに鑑み、必要なタイミングで資金を手当てできないことによる機会損失リスクを可及的に避けるため、今回の資金調達において先行して資金を確保する必要があると判断しております。

また、システム開発の資金の支出予定期間内において、開発に至らなかった場合であっても、引き続き、システム開発を継続し、具体的なシステム開発が完成した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替使途は想定しておりません。なお、具体的な資金使途、金額または支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。

#### M & A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用

上記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等に対する注記1.(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、メイン事業である「出前館」への事業投資を中心にしつつ、システム開発ならびにM & A や資本・業務提携等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発も不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、主にシステム開発分野およびマーケティング分野におけるM & A 及び資本・業務提携先を積極的に模索しております。具体的には、システム開発分野において、「出前館」の持続的な成長をけん引するための新たなUX, UIの向上に加えて、創業より培ってきました「出前館」のデータベースの利活用を通じて、出前予算に応じたおすすすめ注文がリストアップされ、1クリックで注文が完了できるなど、これまでなかった新たな付加価値を創造するための技術力・開発力、製品・サービスまたは人材を有する企業、マーケティング分野において、出前館のプロダクト向上につながるマーケティングリサーチサービスやセールスプロモーションサービスの付加価値を高め、また、新サービスを展開することで事業収益を獲得するため、IoT、AI(人工知能)、ビッグデータ、アナリティクスまたはデジタルマーケティングの技術を活用したマーケティング製品やサービス等を展開する企業がその主な対象となります。

当社グループといたしましては、上記のM & A および資本・業務提携や事業譲受に関わる資金・費用として、過去5年間の実績金額及び検討案件における金額が1件あたり数千万円から数億円であったことを踏まえ、3件から5件程度の複数案件向けの資金・費用として585百万円を充当する予定です。

なお、現時点で検討中の特定の案件はありませんが、過去実績および検討案件における金額規模感を前提に、現時点で入手しうる情報に基づき合理的に試算したものであります。しかしながら、当社の属するインターネット事業分野においてはスピード感を持った取組みが不可欠であること、またM & A 等の案件が発生する時期が不確定であることに鑑み、必要なタイミングで資金を手当てできないことによる機会損失リスクを可及的に避けるため、今回の資金調達において先行して資金を確保する必要があると判断いたしました。

また、M & A 等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM & A 等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替用途は想定しておりません。なお、今後案件が具体的に決定した場合、または具体的な資金使途、金額または支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H. ワーン(P.H. Warne) CEO M.J. リームスト(M.J. Reemst)
資本金	9,821百万豪ドル(801,983百万円/平成30年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H.Pty Ltd, 100%

##### b. 当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2019年4月19日現在)	
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術または取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、特記している場合を除き、本届出書提出日現在におけるものです。

##### c. 割当予定先の選定理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、2018年12月下旬頃に、当社主幹証券より資金調達スキームの提案を受け、検討を進めるなかで、比較できるように取引のある証券会社へ資金調達スキームの提案を要請しておりましたが、その中でM&Aなどの企業価値算定を行う株式会社スチュワート・マクラレンから割当予定先のあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社(所在地:東京都千代田区紀尾井町4番1号・代表者:渡邊 琢二)を紹介され、資金調達スキームの提案を要請し、割当予定先の紹介を受けました。マッコーリーキャピタル証券会社および割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームは、当社の資金調達ニーズを満たすものであり、また、当社の既存株主に配慮された内容であると判断いたしました。また、当社は、割当予定先のこれまでのグローバルな活動及び実績(過去の日本国内の上場会社への同種取引においても、取得条項の発動による取得や株価が下限行使価額を下回った場合又は現在継続中の取引を除き、引き受けた新株予約権等の行使又は転換を完了することで資金提供を行ってきた実績があること。)や保有方針などを総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,200,000株であります。

e. 株券等の保有方針

本買取契約において、当社が事前に請求を行うことにより、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が20連続取引日の間、常に2,400円を超えた場合、当該20連続取引日の間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金が2019年4月19日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金(534,508,620円)を下回っていない場合、かつ、行使日及び当該行使日に先立つ20連続取引日間のいずれかの日が不行使期間に該当しない場合等一定の条件を満たした場合、行使日が不行使期間に該当しないことを条件として、割当予定先は、少なくとも6.9億円相当額(又は、その時点で割当予定先が保有する全ての本新株予約権の行使により支払う金額が同額未満の場合は、当該行使により支払う金額相当額)の本新株予約権の行使を行うものとし、当該行使がなされた場合、当該行使により取得する当社普通株式について、割当予定先は、本資金調達取引の解約等の一定の場合を除き、2019年12月1日まで当社普通株式の保有者として発行会社の株主名簿に記載されるように当社普通株式を保有することとされています。その他、当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、預託に関する取決めはなく、割当予定先が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。また、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」という。)を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

割当予定先が制限超過行使を行わないこと

割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、

割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと

当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先の2018年度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英語:Corporation Act 2001)に基づく資料であり、2018年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が9,730豪百万ドル(円換算額:794,552百万円)、参照為替レート:81.66円(株式会社三菱UFJ銀行 2018年3月30日時点仲値))および2019年中間財務報告(豪州の平成13年(2001年)会社法(英語:Corporation Act 2001)に基づく資料にて割当予定先を含むグループ全体の現金及び現金同等物が15,599豪百万ドル(円換算額:1,276,310百万円)、参照為替レート:81.82円(株式会社三菱UFJ銀行 2018年9月28日時点仲値))を確認しており、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みに必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

### g. 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限は付されておりませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社スチュワート・マクラレン(所在地：東京都港区東麻布1-15-6、代表取締役：小幡 治)に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第11回新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価(発行決議日の前営業日の終値1,631円)、ボラティリティ(67.07%)、配当利回り(0.22%)、無リスク利率(-0.16%)、行使期間(2年間)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとし、算定上、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、残存する本新株予約権を取得すること等を想定。)及び、割当先の行動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、算定上、その権利行使の数量を1取引日当たり過去1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%とすること、東京証券取引所における当社普通株式の終値が10取引日連続して発行決議日の終値の50%を下回った場合または東京証券取引所における当社普通株式の日次売買高が20取引日連続して先立つ20取引日間の日次売買高の平均の50%を超えない場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定。)に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト(過去1年間の3取引日の株価変動率である35.6%を仮定)等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、は、本新株予約権 1 個当たり800円(1株当たり8.00円)となりました。当社は、この算定結果を参考として、割当予定先と間の協議を経て、本新株予約権の1個当たりの払込金額を金800円としました。本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である2019年4月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により当社グループの成長戦略に必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間の協議を経て、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から8%としました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、東京証券取引所における当社普通株式の終値は、2018年12月半ば頃までは2,100円~2,500円台で推移したのち、同年12月後半から急落しはじめ、2019年1月半ば頃からは1,600円~2,000円台で大きく変動する状況が続いております。当社といたしましては、このような当社株式の株価の状況については、当社が2018年10月11日に公表している中期経営計画に基づく成長戦略に向けた取組みに関して中期経営計画1年目にあたる2019年8月期での進捗に対する投資家の評価であると分析しており、今回の資金調達により現在の取組みを軌道に乗せ、さらに出前館事業の拡充を図ることで、既存株主の期待に応えることができると考えております。一方、これらの取組みの実現・効果は短期には業績に表れないもので、成果を拡大させるためには本新株予約権による資金調達が進むことが必要となります。こういった状況を勘案し、本新株予約権の当初行使価額の設定、修正条項等の行使条件についても合理性があると判断いたしました。

さらに、当社監査役4名全員(うち会社法上の社外監査役4名)から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、本株式の払込金額は、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されていること、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の目的である株式の総数は、本新株予約権2,200,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は2,200,000株(議決権数22,000個)であります。さらに、2019年2月28日現在の当社発行済株式総数44,390,400株から自己株式3,497,074株を除いた40,893,326株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数408,856個)を分母とする希薄化率は5.38%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は5.38%。小数第3位四捨五入)の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、全ての本新株予約権が行使されることで資金調達の目的が果たせ、資金用途を計画的に実行することが可能であり、出前館の持続的な成長を促すことが期待され、当社の企業価値ならびに株主利益への貢献が期待されます。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数2,200,000株に対し、2019年4月18日から起算した、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は400,398株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は382,279株及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は310,043株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日あたりの売却数量は4,489株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の1.12%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であって、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
LINE株式会社	東京都新宿区新宿4-1-6	8,880,000	21.72	8,880,000	20.61
中村 利江	東京都中央区	5,702,300	13.94	5,702,300	13.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,699,900	6.60	2,699,900	6.27
株式会社朝日新聞社	大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号	2,304,800	5.64	2,304,800	5.35
マッコーリー・バンク・リミテッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia			2,200,000	5.11 (注)5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,007,200	4.91	2,007,200	4.66
ザバンクオブニューヨークメロン140051(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	1,401,000	3.43	1,401,000	3.25
エムエルアイフォークライアントジェネラルオムニノンコラテラルノントリーティーピー(常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	1,237,900	3.03	1,237,900	2.87
野村信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,123,800	2.75	1,123,800	2.61
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	978,892	2.39	978,892	2.27
ピ・ピ・エイチルクスファイデリティファンズジャパンアグレッジメント(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	925,400	2.26	925,400	2.15
計		27,261,192	66.66	29,461,192	68.37

(注) 1. 上記のほか、自己株式が3,497,074株あります。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2019年2月28日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」および「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

5. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本買取契約上で、当社が事前に請求を行うことにより、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が20連続取引日の間、常に2,400円を超えた場合、当該20連続取引日の間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金が2019年4月19日（なお、同日は含まない。）に先立つ20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均売買代金を下回っていない場合、かつ、行使日及び当該行使日に先立つ20連続取引日間のいずれかの日が行使期間に該当しない場合等一定の条件を満たした場合等一定の条件を満たした場合、行使日が行使期間に該当しないことを条件として、割当予定先は、少なくとも6.9億円相当額（又は、その時点で割当予定先が保有する全ての本新株予約権の行使により支払う金額が同額未満の場合は、当該行使により支払う金額相当額）の本新株予約権の行使を行うものとし、当該行使がなされた場合、当該行使により取得する当社普通株式について、割当予定先は、本資金調達取引の解約等の一定の場合を除き、2019年12月1日まで当社普通株式の保有者として発行会社の株主名簿に記載されるように当社普通株式を保有する旨が規定される予定ですが、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、原則純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) 2018年11月29日近畿財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書または半期報告書】

(1) 事業年度 第20期第1四半期(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)2019年1月11日近畿財務局長に提出

(2) 事業年度 第20期第2四半期(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)2019年4月12日近畿財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年4月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年11月30日に近畿財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2019年4月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年4月19日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

夢の街創造委員会株式会社 東京本社

(東京都千代田区丸の内一丁目8番1号)

(登記上の本店所在地は別であり、実際の業務は上記の場所で行っております。)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

### 第五部 【特別情報】

該当事項なし